

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
普通預金規定	普通預金規定
PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）と普通預金取引を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとして取り扱います。	PayPay 銀行株式会社（以下「当社」という。）と普通預金取引を行う場合は、下記条項の他、預金口座取引一般規定、その他別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとして取り扱います。
第 1 条 預金の預け入れ	第 1 条 預金の預け入れ
(略)	(略)
第 2 条 預金の払い戻し	第 2 条 預金の払い戻し
(略)	(略)
第 3 条 証券類の取り扱い	第 3 条 証券類の取り扱い
<u>この預金には、手形、小切手その他証券類の受け入れはできません。</u>	1. <u>この預金に証券類を預け入れる場合、日本国内を支払地とする小切手その他の証券（以下「証券類」という）で、直ちに取立てのできるもののみ本店窓口で取り扱います。</u>

	2. <u>証券類は当社所定の手続きにより取り立て、その決済が確認された後に預金口座に入金します。</u> 3. <u>証券類を受け入れる場合は複記の如何にかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。</u> 4. <u>証券類が不渡りとなった場合は直ちにその旨をお客さまへ通知するとともに、当該証券類はお客さまからの請求がありしだい返却します。</u> 5. <u>証券類の取り立ては当社所定の手数料をいただきます。</u> 6. <u>不渡りとなった証券類についてはあらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、権利保全の手続きをします。</u>
--	---